

社会福祉法人同仁会経理規則実施規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同仁会経理規則（以下「経理規則」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(共通収入支出の配分)

第2条 経理規則第7条第1項及び第2項に定める「合理的な基準に基づいて配分する」基準は、別表1の共通経費の配分基準表とおりとする。

- 2 前項の配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用するものとする。
- 3 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

(資金の積立)

第3条 経理規則第40条に定める積立資産は、使用計画に定めた積立額を積み立てるものとする。

(積立資産の取崩)

第4条 経理規則第40条に定める積立資産は、次に掲げる場合にそれぞれに掲げる金額を取崩すものとする。

- (1) 当該積立資産の目的である支出があった場合 当該積立資産の金額範囲内の目的支出額
- (2) 当該積立資産の目的である支出が行われないことが理事会で決定した場合 当該積立資産の総額
- (3) 当該積立資産を積立目的以外に使用する場合 当該積立資産について理事会で取り崩すことと決めた金額

(有価証券の評価)

第5条 経理規則第43条第3項に定める時価とは、次の各号に掲げる市場価格に基づく価格をいうものとする。

- (1) 次の有価証券については、それぞれに公表されている取引価格を市場価格とする。
 - ① 取引所に上場されている有価証券の市場価格は、原則として取引所における取引価格とする。なお、一つの有価証券が複数の取引所に上場されている場合には、当該有価証券の取引が最も活発に行われている取引所の価格とする。
 - ② 店頭において取引されている有価証券の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば日本証券業協会）が公表する価格とする。
 - ③ 取引所及び店頭において取引がされていなくても、隨時、売買・換金等を行うことができる取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）が流通性を確保する上で十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を有価証券の市場価格とすることができるものとする。
- (2) 有価証券に付すべき時価は、上記取引価格等の終値を最優先適用し、終値がなければ気配値を適用するものとする。その場合の気配値は、公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値とし、それらがともに公表されている場合には、それらの仲値とする。また当日に終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は

気配値とする。

(償却原価法)

第6条 経理規則第43条第4項に定める償却原価法は、定額法により計算するものとする。

2 前項に定める定額法とは、債券の金利調整差額を受け渡し日から弁済期又は償還期までの期間で除して各会計期間に配分する方法をいい、当該配分額を取得価額に加減する。

(棚卸資産の原価計算期間)

第7条 当法人において、棚卸資産の原価計算期間は、期首から期末までの1年間とする。

(棚卸資産の原価計算を行う単位)

第8条 棚卸資産の原価計算を行う単位は、事業所ごとに区分し、さらに事業所を作業種別に細区分するものとする。

(棚卸資産の原価計算の方法)

第9条 当法人の製品及び仕掛品の原価は、次の方法で算定する。

- (1) 製品に直接賦課できる材料費、役務費用等については、該当する製品及び仕掛品にその原価を直接賦課する。
- (2) 製品に直接賦課できない材料費、役務費用等については、関連する製品・仕掛品に合理的な配賦基準に基づいて配賦する。その場合における配賦基準は、費目別又は費目グループ別に、製品・仕掛品に対する単位当たり消費量、労働時間等を用いて定める。
- (3) 前項の場合において、材料費、役務費用等を製造に関わる部門ごとに賦課又は配賦して集計し、当該部門ごとに配賦基準を定めて配賦することができる。
- (4) 原価計算期間末において仕掛品がある場合には、仕掛品の製造進捗割合に応じて、仕掛品の原価を計算し、当該原価計算期間における総製造費用から当該仕掛品の原価を控除した額を製品製造原価とする。

(棚卸資産の時価)

第10条 経理規則第46条第3項に定める「時価」とは、正味売却価額をいい、当該棚卸資産の売価から当該棚卸資産を販売するために要する追加的な製造原価の見積額及び販売直接経費の見積額を控除した額とする。

(固定資産の評価に係る付随費用)

第11条 経理規則第49条第1項第1号及び第2号に定める直接付随費用とは、当該固定資産を取得し、事業の用に供するために要した費用で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該固定資産を取得するために直接要した費用の額
 - ① 引取運賃
 - ② 荷役費
 - ③ 運送保険料
 - ④ 購入手数料
 - ⑤ 関税
 - ⑥ その他その固定資産を取得するために直接要した費用の額
- (2) その固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

2 次の各号に掲げるものは、前項の規定にかかわらず付隨費用から除外することができるものとする。

- (1) 不動産取得税、自動車取得税
- (2) 登録免許税その他登記登録に関する費用

3 次に掲げるものは、第1項に掲げる付隨費用からは除外するものとする。

- (1) 建設変更に伴い変更前に支出した当該建物建設のための調査費、測量費、設計費等の費用で、変更後に不要となったもの
- (2) 契約解除による違約金
- (3) 建物建設に伴う落成式等の費用
(固定資産の時価)

第12条 経理規則第49条第3項に定める時価とは、公正な評価額（観察可能な市場価格、又は観察可能な市場価格によることができない場合においては合理的に算定された価額）をいうものとする。次に掲げる資産については、それぞれに掲げる価額を合理的に算定された価額とすることができるものとする。

- (1) 土地 次のいずれかの価格
 - ① 「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格
 - ② 公示価格、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額を基準として、それに合理的な調整を加えた価格
- (2) 建物等 次のいずれかの価格
 - ① 「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格
 - ② 販売業者、物件売買仲介業者など第三者が算定した価格
(リース会計に係る利息相当額の配分方法)

第13条 経理規則第50条第1項に定める利息法とは、リース料総額に占める各会計期間の支払利息相当額を、リース債務の未返済元本残高（貸借対照表のリース債務の金額をいう。）に一定の率を乗じて算出する方法をいう。当該利率はリース料総額の現在価値がリース取引開始日におけるリース資産（リース債務の計上金額と同じ。）の計上額と等しくなる利率として求めるものとする。

(資本的支出と修繕費の区分)

第14条 経理規則第52条第1項に定める固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するために要した支出で固定資産の価額に加算するものを資本的支出とする。

(同前)

第15条 固定資産に関する支出が、前条の資本的支出と経理規則第52条第2項に定める修繕費のいずれに該当するかの判定にあたっては、継続的に利用することを条件として、別表2の「資本的支出と修繕費の区分判定表」を利用して行うことができるものとする。ただし、前条に定める原則に照らし、当該判定表によることが明らかに不合理と認められる場合には、個々の支出内容を吟味して判定するものとする。

(期中に増減又は減少した資産の償却費)

第16条 期中において資産を取得し、又は譲渡、売却若しくは除却した場合において当該資産の経理規則第56条第1項及び第3項に定める減価償却の計算は、当該資産の当期における使用月数に応じて行うものとする。

(中古資産の耐用年数)

第17条 中古資産を取得した場合における経理規則第56条第4項に定める耐用年数は、次のいずれかとする。

- (1) 当該資産を当該事業の用に供した以後の使用可能期間の年数
- (2) 次の簡便法より計算した残存耐用年数。ただし、当該中古資産を事業の用に供するために出した資本的支出の額が中古資産の取得価額の50%を超える場合には、簡便法により計算した年数によることはできない。

① 法定耐用年数の全部を経過したもの

$$\text{法定耐用年数} \times 20\% = \text{残存耐用年数}$$

② 法定耐用年数の一部を経過したもの

$$\text{法定耐用年数} - \text{経過年数} + (\text{経過年数} \times 20\%) = \text{残存耐用年数}$$

上記①又は②の算式により計算した年数に1年未満の端数がある時はこれを1年とし、当該年数が2年未満であるときは2年とする。

(原価償却費計上時期)

第18条 月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、減価償却費の計上を月次決算で行う必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の減価償却予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において減価償却費として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した減価償却費の合計額は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき減価償却費の年間計上額に洗い替えるものとする。

(退職給付引当金戻入の時期と金額)

第19条 経理規則第57条に定める退職給付引当金は、前会計年度末の退職給付引当金の設定対象者が退職した場合には、当該退職者の退職時に、当該退職者に係る前会計年度末の退職給付引当金を退職金（勘定科目は退職給付費用とする。）に充当するものとする。

(退職給付引当金計上時期)

第20条 月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、退職給付引当金繰入額を月次決算で計上する必要がある場合には、毎会計年度開始の時に当該会計期間の退職給付引当金繰入予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において退職給付引当金繰入額（勘定科目は退職給付費用とする。以下同じ。）として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した退職給付引当金繰入額の合計額は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき退職給付引当金の繰入額の年間計上額に洗い変えるものとする。

(賞与引当金計上額)

第19条 経理規則第58条に定める賞与引当金は、原則として、過去の実績、同業他法人の支払状況、労使間の協定内容、法人の業績、法人の人事政策などを勘案して、翌会計期間に支給する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。以下「賞与等」という。）の合計額を見積り、その合計額のうち当会計期間に対応する金額を賞与引当金として計上するものとする。

(賞与引当金戻入の時期と金額)

第20条 前条に定める賞与引当金は、前会計年度末に賞与引当金の設定対象となっている賞与の支給があった場合には、当該賞与支給時に、当該賞与引当金を当該賞与支給額及び法定福利費に充当するものとする。

(賞与引当金計上時期)

第21条 月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、賞与引当金繰入額を月次決算で計上する必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の負担すべき賞与金額の予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において賞与引当金繰入額として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した賞与引当金繰入額の残高は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき賞与引当金繰入額の年間計上額に洗い替えるものとする。

2 当該会計期間に月割り計上した賞与引当金に係る賞与の支給が当該会計期間にあった場合

には、当該支給があった時に、当該賞与引当金の金額を戻入れ、賞与引当金繰入の控除項目として計上するものとする。

(徴収不能引当金計上時期)

第22条 経理規則第59条に定める徴収不能引当金は、毎会計年度末に当該会計期間の末日における金銭債権に係る徴収不能引当金を計上するものとする。

(徴収不能引当金計上額)

第23条 前条に定める徴収不能引当金は、会計年度末の金銭債権を個別に評価する債権（以下「個別評価債権」という。）と、その他の債権（以下「一括評価債権」という。）に区分して計算するものとする。

2 前項に定める個別評価債権は、次の第1号の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、次の第2号により算定するものとする。

(1) 徴収不能の可能性が極めて高い債権

徴収不能の可能性が極めて高い債権とは、破産、経営破綻（以下「破産等」という。）又は実質的に破産等に陥っている債務者に対する債権をいう。破産等の状態に陥っている債務者とは、法的、形式的な破産等の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、和議等の事由が生じている債務者をいう。実質的に破産等に陥っている債務者とは、法的、形式的に破産等の事実は発生していないが、深刻な状態にあると認められる債務者をいうものとする。

(2) 徴収不能見込額の算

個別評価債権の金額から回収が確実に見込まれる額を控除して算定するものとする。

3 第1項に定める一括評価債権は、個別評価債権以外の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、一括評価債権の金額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じて算定するものとする。

(徴収不能引当金戻入の時期と金額)

第24条 前条第2項に定める徴収不能引当金は、個別評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。また、徴収不能引当金の対象としていた個別評価債権が回収されるなどして当該計上が不要となった場合には、当該不要となった金額は戻入れ、事業活動計算書、特別増減の部、その他特別収益、徴収不能引当金戻入益として計上するものとする。

2 前条第3項に定める徴収不能引当金は、一括評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、一括評価債権に係る徴収不能引当金の帳簿残高を限度として、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。

(重要性の基準)

第25条 経理規則第43条第4項、第58条及び第59条第1項における重要性の判断は、財務諸表等の利用者が、財務諸表等に記載されたこれらの事項の情報に基づいて判断する場合において、誤りの無い判断ができるか否かを考慮して行う必要がある。

2 重要性の判断は、原則として個々の事例ごとに行われるが、個々の判断における恣意性を排除するために、一定の基準を設け、明示することとする。

3 前項の基準は、第1項の原則に基づいて設ける必要があるが、通常、次に掲げる事項を考慮して設定する。

(1) サービス活動収益に与える影響

(2) 当期活動増減差額に与える影響

(3) 資産の合計に与える影響

4 重要性の判定は、一次的には、前項の基準値に基づいて行うが、最終的な判断は、第1項に定める趣旨から、次に例示する事項等を考慮した上で行うものとする。したがって、金額が基準値に満たない場合あるいは金額を持たない項目であっても、質的に重要性が有ると判定される場合があることに留意する。

- (1) 当該年度の財政状態又は経営成績の異常性の有無
- (2) 過年度の財政状態又は経営成績に与える影響
- (3) 臨時の又は異常な事象の発生を示す事項
- (4) 傾向値に影響を与える事項、増減差額をプラス（又はマイナス）からマイナス（又はプラス）に転換する事項
- (5) 開示項目あるいは開示内容の重要性

5 第3項に定める基準値は、法人の内外の環境の変化、業務内容の変化等に応じて、適宜見直しを行わなければならない。異常である場合には、サービス活動収益計、当期活動増減差額及び資産の部合計について、単に当年度における影響のみを考慮するのではなく、過年度の数値を参考として正常な財政状態及び経営成績を算定し、それらも併せて考慮する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成25年3月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。